

第 6 期

**苫小牧市中小企業振興審議会
報告書**

令和 7 年 3 月

苫小牧市中小企業振興審議会

目 次

1	はじめに	1
2	苫小牧市中小企業振興審議会について	2
	(1) 第5期苫小牧市中小企業振興審議会からの引継ぎ事項について	
	(2) 第6期苫小牧市中小企業振興審議会の活動について	
3	意見交換会の実施について	3
4	中小企業振興に向けた施策提言	4
	(1) 創業及び事業承継の推進	
	(2) 人材確保及び人材育成の強化	
	(3) 事業継続のための経営基盤の強化・販路拡大の推進	
5	今後の中小企業振興策のあり方について	11
	(1) 第二次苫小牧市中小企業振興計画の着実な実行へ向けて	
	(2) 第7期苫小牧市中小企業振興審議会への引継ぎ	
6	参考	13
	(1) 第6期苫小牧市中小企業振興審議会名簿	
	(2) 審議会活動記録	
	(3) 意見交換会実施記録	
	(4) 第二次苫小牧市中小企業振興計画（令和5年3月）	
	(5) 苫小牧市中小企業者サポートブック（令和6年7月）	
	(6) 苫小牧市中小企業振興条例	
	(7) 苫小牧市中小企業振興審議会規則	
	(8) 苫小牧市中小企業振興審議会代理出席要領	

1 はじめに

日本経済は令和6年に、日経平均株価の史上最高値の更新や政策金利の引上げなどが行われるなど、「失われた30年」と呼ばれるデフレ型経済による停滞からの脱却に向けた過渡期に入っているといえます。

事業者数の大部分を占める中小・小規模事業者においては、猛威を振るった新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行され、様々な制約からの事業回復や新たな成長へ向けて取り組んでいる一方で、世界的な食料価格やエネルギー価格の高騰、円安の長期化による国内の様々な物価上昇、持続的な賃金上昇などの影響を受けています。また、建設業やサービス業などあらゆる業界で人手不足も深刻化しており、人材の獲得や育成がますます重要な課題となっております。

加えて、経営者の高齢化による事業承継等の課題も依然として存在しているなど、社会経済環境が大きく変化する中、事業者は難しい課題と向き合いながら事業を継続しており、行政や関係団体による一層の経営支援が求められています。

一方で、アフターコロナの中で各種イベント開催が回復するなどインバウンドを含む人流も活発化し、新たに起業する事業者も増え、既存の中小・小規模事業者においても事業範囲の拡大や新規設備投資が積極的となっております。また、苫小牧市では18年ぶりに新市長が選出され、新しい舵取りによる市政運営がなされるなど今後の発展に対し期待を寄せております。

さて、第6期苫小牧市中小企業振興審議会では、令和5年3月に策定された『第二次苫小牧市中小企業振興計画』がスタートした直後の審議会であり、委員全体で改めて計画の趣旨・目的について共通認識を持つとともに、中小企業振興のための新たな三本柱を実現していくための具体的な取り組みや新たな支援策、既存事業の改善案について計画内容が実行へ繋がるよう議論を重ねてまいりました。

中小・小規模事業者と共に地域経済が発展し、「市民一人ひとりが生き活きと暮らせ、将来を担う子どもたちが豊かな生活を送れる持続可能な苫小牧市」の実現には、時勢に応じて変化する事業者の課題把握に努めつつ、第二次計画における主要支援策が着実に実行されていくことが不可欠と考えます。市や関係団体、大企業、市民が協力し、それぞれの強みを生かした中小企業振興が推進されることを望んでおります。

本報告書では、第6期審議会の活動実績を取りまとめるとともに次期審議会への課題などをまとめ、継続審議を行うため報告するものであります。

2 苫小牧市中小企業振興審議会について

(1) 第5期苫小牧市中小企業振興審議会からの引継ぎ事項について

第5期苫小牧市中小企業振興審議会では、『第二次苫小牧市中小企業振興計画』の策定に向けた議論に多くの時間を費やしてきたほか、審議会の枠を超えて、支援事業を直接的に計画・実施する方法があるのかどうかといった話が多く出ました。

中小・小規模事業者を取り巻く環境は目まぐるしい勢いで動いており、その時々が必要に応じた支援策を即座に打ち出すことがニーズに対応できる動きとされる一方で、市と民間事業者では事業の計画・実施に対する時間軸が全く違い、本来求められている支援に応じることが出来ないといったことが考えられることから、次期審議会では、出された意見の内容を「行政が得意な分野」「市民や民間事業者が得意な分野」という視点で、どのようにすれば中小・小規模事業者のニーズに応えられるのか、事業化に繋がる仕組みづくりが出来るのかを検証、提案していける議論の必要性について引き継がれました。

また、第二次計画の具現化に向けた事業実施の議論と平行して計画の進捗確認や、さらには中小企業振興条例の内容や審議会、意見交換会の在り方や進め方に関する議論の必要性について引き継がれました。

(2) 第6期苫小牧市中小企業振興審議会の活動について

第6期審議会では、令和5年3月に策定された『第二次苫小牧市中小企業振興計画』が同年4月からスタートしたことに伴い、計8回の審議会と計6回の意見交換会の実施により、中小企業振興における新たな三つの柱「創業及び事業承継の推進」「人材確保及び人材育成の強化」「事業継続のための経営基盤の強化・販路拡大の推進」それぞれの具現化に向け、市が現在実施している各種支援策を確認及び検証しながら、既存事業の改善案や新規事業案などについて進言し、本報告書の「4 中小企業振興に向けた施策提言」として取りまとめました。

また、市による各種支援策の一覧については、これまでは中小企業振興計画の「別冊」として公表しておりましたが、実際に事業者が支援策を活用する際に申請期間や手続きの流れなどをより理解しやすい様、これまでの記載内容や公表時期を見直し「中小企業者サポートブック」として取りまとめ、市公式ホームページや「とまサポネット」への掲載、関係団体が行う会合の場での案内等によって事業者への周知に努めてまいりました。

3 意見交換会の実施

第2期から第4期までの審議会では、苫小牧市中小企業振興審議会規則第5条に基づく「部会」を設置しており、審議会終了後に「創業促進・事業承継」「人材確保・育成」「販路拡大」の三つの部会に分かれ、それぞれの部会で議論の深掘りを行っていました。その結果、各部会の共通認識として「ICTの利活用」や「異業種コミュニティの創出」、「相談や意見交換ができる場所」の必要性について検討が必要との認識に至っております。その一方で、自身が属さない部会の議論内容については把握することが難しく、全体での意見も少なくなるなど縦割り化もみられたことから、属する部会に関わらずにバランスよく議論を行っていききたい、という意見もありました。

そのようなことから、第5期の審議会からは委員全体での情報共有や共通認識を図りやすく、非公開で自由闊達な意見交換が可能である議論方式として「意見交換会」を部会に代わるものとして設置し、次の審議会の審議内容に繋がる課題抽出や、テーマの深掘りを委員全体で行うことによって議論を深めてまいりました。また、第6期の審議会からは事務局側も意見交換会の輪に加わり、テーマに関連した市の事業や取組内容を補足的に説明することによって、事業の改善案や新たな支援策、タイムリーに取り上げたい課題等に対する意見も出やすくなり、より踏み込んだ議論が行える環境のもとで進めてまいりました。

4 中小企業振興に向けた施策提言

(1) 創業及び事業承継の推進

ア 創業希望者及び新規創業者に対する支援

コロナ禍以降、創業セミナー受講者のうち実際に創業する者の割合が高くなっており、副業の浸透や働き方の変化から、創業に対する心理的なハードルが下がりつつある。また、自身の経験や充実感、人との繋がりなど収入以外の面を創業の目的として求めるケースも多くなってきた。

今後も着実に事業を継続していくとともに、支援対象者の拡大や民間スタートアップ支援との連携による支援強化の検討が必要。

また、キャッシュレス決済などは、市内消費者やバイヤーなど大きく広まっている一方で、事業者の ICT や DX 全般についての関心は必ずしも高いとはいえない。取組みを進めるメリットや具体的な活用の方法についての理解促進に向けた支援が必要。

改善案

- 創業サポート事業の対象者拡大の検討
- 「Startup Weekend 苫小牧」の参加者に対する支援策等の情報発信

イ 創業しやすい環境づくりの構築

日本ではスタートアップ企業が少なく、これを増やしていくために起業家精神教育（アントレプレナーシップ教育）が盛んになっている。市内の一部学校では、学外の起業体験イベントへの参加率が向上しているなど学生の意識変化もみられており、創業を目指す方々や、既に事業をされている方々が様々な相談や意見交換できる場が重要であり、一層の活用促進に向けた支援を検討。

また、市内の空き店舗を活用した創業も多いことから、既存支援策の柔軟な活用に向けた条件等の見直しが必要。

改善案

- 空き店舗活用補助金の対象条件の拡大
- C-base の利用促進や市内コワーキングスペースの周知強化

ウ 事業承継の推進

事業承継は事業規模や事業内容によって承継しやすい・しにくいがあり、金銭的な問題だけではない一方で、相談手数料が高額のため中小企業には厳しいという課題がある。現在、様々な機関からセミナー開催や手続支援等が実施されており、事業者への情報発信の面で一層の連携が必要。

また、事業をいかに継続していくのか等、事業者がアイデアを得る機会として多様な業種の方々と交流できる場の創出を検討。

改善案 ・事業案

- 各支援機関が実施するセミナー情報や支援策について「とまサポ」や市 SNS 等による連携した情報発信
- 事業承継を支援している相談窓口や団体等への支援策の検討
- 事業継続や事業承継に関する相談窓口等の周知及び連携の強化

(2) 人材確保及び人材育成の強化

ア 人材確保の支援

(ア) Uターン・地元就職の支援強化

近年の新規学卒者は高い就職率である一方、早期離職者も多いという課題がある。地元を離れて就職したUターン就職希望者との繋がりや相談体制のあり方を検討。あわせて、苫小牧地域の魅力を発信することで、Iターン、Jターン等移住促進も期待できる。

事業案

- 進学等で地元を離れた後も継続的に市内の就活情報等を得られる仕組み・つながりづくり（高校生向け）
- 奨学金返還支援制度や地方就職支援金（※）などの金銭的支援の周知強化
- Uターン希望者向けのオンライン企業説明会の開催
- 小中学生や保護者向けの地元企業紹介冊子等の作成・配布による地元就職の意識づけ

※地方就職支援金（R6 年 10 月開始）

東京圏の大学に通う学生が、遠隔地において実施される採用面接等に参加する際の交通費を補助する事業。令和 7 年度からは、就職に伴う移転費用の補助も開始予定。

(イ) 企業の採用活動の支援強化

人材確保への支援は合同就職説明会の開催やインターンシップ支援等様々あるが、企業規模、業種・業態などにより効果的な支援方法は変わる。

また、近年の学生の就職活動の早期化や就業観の変化等に応じた柔軟な採用支援を検討。

改善案	• 既存事業「市内大学インターンシップ支援事業」の対象を拡大し、市外大学からの受け入れも対象とし、市外からの人材確保を支援 • 既存事業「採用力強化・機会創出事業」の実施スケジュールを見直し、大学3年生のインターンシップ期を見据えた事業を構築
------------	---

(ウ) 外国人雇用に対する企業理解の促進

近年、本市でも外国人労働者が増えているが、その在留資格は、人手不足が深刻な分野において、一定の専門性・技能を持ち即戦力として働く「特定技能」、さらに高い専門性や知識が必要とされる「技術・人文知識・国際業務」など様々ある。雇用のミスマッチを防ぐため、外国人を受け入れる企業に対し、在留資格等の理解を深める取り組みを検討する。また、市内で学ぶ留学生が卒業後本市に残り活躍できるよう、地域企業とのマッチング支援を検討する。

事業案	• 外国人の雇用を検討している企業向け「外国人雇用ガイドブック」の作成、相談窓口開設（参考：函館市） • 留学生と外国人雇用を検討している企業のマッチングイベント開催（北洋大学との連携）
------------	---

イ 人材育成の取組強化

(ア) 支援策の周知及び企業・団体との連携強化

市や関係団体等において、人材育成に関するセミナーや補助金など様々な事業が行われているが、企業や求職者への周知が課題。実際に事業を活用するターゲットを具体的にイメージした情報発信が必要。

改善案	・ 中小企業者サポートブックの活用促進、周知強化 ・ 人手不足が顕著な業種など、事業のターゲットとして想定される業界団体等と連携した情報発信
------------	--

(イ) 事業参加者及び協力企業の意欲向上

人材育成については、職場実習等で求職者を受け入れていただく企業の協力が不可欠であると同時に、事業に参加する求職者が、就職に向けて意欲的に取り組み続けるためのモチベーション維持が重要。

参加者と参加企業の双方の声や、就職実績などをフィードバックし、メリットを訴求することが重要。

改善案	・ 募集チラシ等への参加者・参加企業の声や事例の掲載 ・ 市の研修を修了した方への修了証書の発行
------------	--

(ウ) 外国人材の育成に対する支援

外国人の技能実習制度が新たに育成就労という制度へ変わるなかで、外国人材の育成についても今後取り組んでいく必要があるのではないかと。

また、外国人材の流出を防止し、本市に定着してもらうためには、帯同する家族への支援のあり方についても今後検討が必要。

事業例	・ 外国人材を受け入れる企業に対する補助事業（令和6年度新規事業化）
------------	--

ウ 職場環境づくりや定着の支援

(ア) 早期のキャリア教育による職業観の醸成

若年層の早期離職を防止するためには、就職前に抱いていたイメージと就職後のギャップが生じないように、良い面だけではなく業務で苦労したことなども含め、正確な情報を伝える努力が大切。

また、インターンシップや職場見学など、社会に出る前の早い段階におけるキャリア教育が今後ますます重要になってくると考えられるため、行政や企業、団体、教育機関が連携した取組の検討が必要。

取組事例 ・事業案	• 地元高校生と企業経営者の懇談会の開催（中小企業家同友会苫小牧支部） • 若年層（小中学生、高校生）に地元企業を知ってもらう取組
----------------------------	---

(イ) 企業ニーズに応じた支援策の構築

企業の個別の悩みに応じた支援を行う「職場改善コンサルティング事業」は、利用満足度の高い事業であり、活用を希望する企業も多いことから、より多くの支援が可能となることを期待。

また、中小企業と大企業では抱える課題も千差万別であるため、具体的な支援事例の提示や申請スキームの簡素化等により、活用のハードルを下げ、支援の手をさらに行き届かせる工夫が必要。

(3) 事業継続のための経営基盤の強化・販路拡大の推進

ア 販路拡大を行うための支援

販路拡大への取組は、業種や事業者が取り扱う商品またはサービスの内容によって手法が大きく異なるものであり、BtoBの場合はビジネス上の関わりを強化する方法、BtoCの場合はホームページや広報手段によつての拡大が可能と考える。

より具体的な支援策を構築するためには、対象とする事業者の販路拡大シナリオをある程度整理し、ケースバイケースでの議論の深掘りが必要。

また、販路拡大は新規創業者が最初にぶつかる壁となる可能性が考えられるため、創業向け支援からの紐づいた展開を期待。

取組事例 ・ 事業例	- 業種やマーケティング方式等でカテゴライズし、それぞれに適する支援策の議論を継続 - 新規創業後、一定期間内の中小・小規模事業者を対象とした販路拡大の強化に関する補助
----------------------	--

イ 販路拡大を目指す事業者の交流促進

C-base には創業間もない事業者が相談に来ることがあり、他の事業者の方と引き合わせた結果、課題解決や新たな仕事へと繋がった事例もあることから、C-base や市内コワーキングスペースの活用は事業者間の交流促進として有効。

また、事業者の困りごとの内容に沿った支援や相談先として関係機関の紹介を受けることができる総合窓口や支援先の一覧など、利便性向上のための取組みが求められる。

改善案	- C-base の利用促進や市内コワーキングスペースの周知強化 - 苫小牧市中小企業者等サポートネットワーク「とまサポネット」の機能向上と周知強化
------------	--

ウ 経営基盤の強化に対する支援

(ア) 事業者ニーズや社会環境の変化を踏まえた市融資制度の構築

市が行っている各種融資制度は、利用が多い融資もある一方で、長年ほとんど使われていないものもあることから、事業者にとってより活用しやすいよう、条件等の見直しが必要。

改善案

- 各融資の利用状況や社会経済環境の変化を踏まえ、事業者にとってより活用しやすい融資制度の構築

(イ) 市の各種支援策の事業者への周知

事業者が活用できる市の支援策をまとめた「中小企業者サポートブック」は、審議会で取り組んだひとつの成果であり、今後も内容の改善を重ねつつ、より広く行き届かせるための周知方法の工夫が必要。

5 今後の中小企業振興策のあり方について

(1) 第二次苫小牧市中小企業振興計画の着実な実行へ向けて

第6期苫小牧市中小企業振興審議会では、令和5年7月19日に市長から「中小・小規模事業者の振興に資する様々な事業の推進について、一層の議論検討を重ね、実りある審議会」として委嘱を受けました。これを受け、新委員全体で第二次計画について改めて認識を深めるとともに、事業者の実態把握方法に関する検証のほか、計画を具現化していくための一歩として、支援の三本柱一つ一つをテーマとして議論を積み重ね、それらを本報告書「4 施策提言」という形でまとめることにより、具体的な取組内容へと繋がる議論の方法として定着させることができました。

また、どんなに支援策が充実しても、事業者への周知不足や手続き等に対する抵抗感が大きければ支援策が十分に活用されないことから、「苫小牧市中小企業者サポートブック」のブラッシュアップやさらなる周知のほか、事業者が相談しやすい環境づくりについても関係機関と連携しながら一層推進されていくことを望みます。

(2) 第7期苫小牧市中小企業振興審議会への引継ぎ

第6期苫小牧市中小企業振興審議会では、第二次計画における新たな支援の三本柱に基づいて意見交換会を中心に議論を積み重ねてまいりました。その結果、既存事業の改善案や現状の課題に対して求められる事業案や取組案の意見が挙がり、今後の支援策の充実に向けた具体的な議論をすることができました。

特に昨今は、人手不足の影響が様々な業界へ及んでいる一方で、外国人労働者数が増加している背景から、人材確保や人材育成に対する幅広い支援の必要性や、外国人材の活用に関する意見が多く挙がりました。次期審議会・意見交換会でも検討が必要な課題について広く提言していけるよう進めていただきたいと思います。

また、近年大きく発展しているAI技術を活用した支援策や事業者への周知方法についても検討を進めていただきたいと思います。

次期審議会では、第二次計画の中間年以降の活動となることが想定されるため、計画の進捗状況の確認とあわせて、支援の効果等を検証すべく市内事業者の実態把握も必要となってくるものと考えます。

加えて、中小企業振興条例の内容や審議会、意見交換会の在り方や進め方についても、必要に応じて見直すことも視野に頂くことを次期審議会へ引き渡します。

審議会の役割 … 中小企業振興に関する市の事業や取組み等の審議、第二次計画の進捗確認（サポートブック掲載事業の実績評価、改善点の検証等）

意見交換会の役割 … 計画の三本柱に基づく振興策の議論、関係団体や他自治体の支援策紹介、その他中小企業振興に向けた課題等の議論

6 参考

(1) 第6期苫小牧市中小企業振興審議会名簿（五十音順、敬称略）

（令和7年2月5日時点）

氏 名	所属機関等
五十嵐 啓子	公募委員
奥村 訓代	北洋大学 学長
木村 司	苫小牧市商店街振興組合連合会 副理事長
黒井 克哉	株式会社ホテルニュー王子 取締役 総支配人
小玉 泰久	公募委員
坂上 徹	苫小牧公共職業安定所 事業所部門 統括職業指導官
定蛇 萌	社会保険労務士
○ 高橋 明利	苫小牧商工会議所 総務部長
◎ 高橋 憲司	一般社団法人北海道中小企業家同友会苫小牧支部 相談役
玉川 健吾	一般社団法人苫小牧青年会議所 第71代理事長
長澤 智明	苫小牧工業高等専門学校 創造工学科 教授
西村 倫明	一般社団法人北海道機械工業会苫小牧支部 副支部長
藤本 洋司	苫小牧金融協会 （苫小牧信用金庫 審査管理部 部長・中小企業診断士）
森川 佳	株式会社セブン・イレブン・ジャパン 苫小牧西地区ディストリクトマネージャー
若狭 翔太	北海道中小企業団体中央会 胆振支部 事務所長

※氏名欄において、◎印は「会長」、○印は「副会長」

(2) 審議会活動記録

<第1回会議>

日時：令和5年7月19日（水） 午後1時30分～午後2時15分

場所：苫小牧市役所5階 第2応接室

出席：委員出席13名、欠席2名

内容：第6期委員委嘱、会長・副会長の決定、第5期からの引継内容

<第2回会議>

日時：令和5年8月25日（金） 午後1時30分～午後2時00分

場所：苫小牧市役所職員会館3階 304会議室

出席：委員出席13名、欠席2名

内容：中小企業支援策及び地域経済対策支援策一覧、苫小牧市中小企業者サポートブック（案）

<第3回会議>

日時：令和5年11月22日（水） 午後1時30分～午後2時50分

場所：苫小牧市役所職員会館3階 304会議室

出席：委員出席12名、欠席3名

内容：第二次計画の検証、意見聴取の在り方、サポートブック公表報告、
管内の雇用・失業情勢報告、市内企業の雇用・採用状況報告

<第4回会議>

日時：令和6年2月8日（木） 午後1時30分～午後2時00分

場所：苫小牧経済センタービル6階大ホール

出席：委員出席12名、欠席3名

内容：都市再生講演会報告、前回意見交換会報告、第6期審議会の成果物への記載

<第5回会議>

日時：令和6年5月22日（水） 午後3時00分～午後3時50分

場所：苫小牧市役所9階 91・92・93会議室

出席：委員出席13名、欠席1名

内容：前回意見交換会報告、人材育成の取組強化に関するアウトプット、職場づくりや定着の支援に関するアウトプット、苫小牧市中小企業者サポートブック（案）

<第6回会議>

日時：令和6年8月21日（水） 午後1時30分～午後1時47分

場所：苫小牧経済センタービル6階大ホール

出席：委員出席11名、欠席4名

内容：前回意見交換会報告、中小企業者サポートブックの記載追加報告、販路拡大や経営基盤強化の支援に関するアウトプット

<第7回会議>

日時：令和6年11月20日（水） 午後3時00分～午後3時42分

場所：苫小牧市役所職員会館3階 304会議室

出席：委員出席13名、欠席2名

内容：前回意見交換会報告、管内の雇用・失業情勢報告、市内企業の雇用・採用状況報告、創業及び事業承継の推進に関するアウトプット

<第8回会議>

日時：令和7年2月5日（水） 午後1時30分～午後2時35分

場所：苫小牧市役所9階 91・92・93会議室

出席：委員出席11名、欠席4名

内容：前回意見交換会報告、販路拡大や経営基盤強化の支援に関するアウトプット、第6期苫小牧市中小企業振興審議会報告書（案）、令和7年度苫小牧市中小企業者サポートブックの公表

(4) 意見交換会実施記録

<第1回>

令和5年8月25日(金) 午後2時10分～午後2時40分 出席13名

<第2回>

令和5年11月22日(水) 午後2時55分～午後3時30分 出席9名

<第3回>

令和6年2月8日(木) 午後2時8分～午後3時20分 出席12名

<第4回>

令和6年5月22日(水) 午後3時00分～午後3時50分 出席14名

<第5回>

令和6年8月21日(水) 午後1時55分～午後2時55分 出席11名

<第6回>

令和6年11月20日(水) 午後3時50分～午後4時51分 出席13名

(5) 第二次苫小牧市中小企業振興計画（令和5年3月）

別添（計画期間：令和5年度から令和9年度までの5か年）

(6) 苫小牧市中小企業者サポートブック（令和6年7月）

別添（毎年度更新予定）

(7) 苫小牧市中小企業振興条例

平成 25 年 3 月 21 日 条例第 5 号

苫小牧市は、国内初の内陸掘込港と空港に近い利点を生かし、北海道における産業の拠点として発展を遂げてきた。この発展の原動力として、本市に立地する企業の大多数を占める中小企業が、産業及び経済を根幹から支え、大きな役割を担ってきた。

中小企業の振興により、働く人の収入が増え、消費が活性化し、雇用が創出されていくなどの良好な経済循環が生み出される。この循環が、本市の産業及び経済の活性化につながり、まちづくりを発展させ、市民生活の向上をもたらすことになる。このようなことから、中小企業の振興は、単に中小企業だけにとどまるものではなく、本市の産業及び経済と市民生活全体に関わる課題といえる。

しかしながら、経済のグローバル化、少子高齢化の進行や人口減少時代の到来など、中小企業を取り巻く経済的社会的環境は大きく変化してきており、これまで本市の産業及び経済を支えてきた中小企業の活力の低下が懸念されている。

このような中で、中小企業の活力を維持及び強化していくためには、中小企業の自主的な努力が求められるとともに、厳しい経営環境を乗り越えるべく果敢に挑戦する意欲あふれる中小企業が育つ社会環境が重要であり、市、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民が中小企業の振興は本市の発展に欠かせないものであることを認識し、全市を挙げて中小企業を支えていくことが必要である。

中小企業の振興により、中小企業が生き生きと躍動し、市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、中小企業が本市の産業及び経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）を総合的に推進し、もって本市の産業及び経済の発展並びに市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者でその事務所を市内に有するものをいう。
- (2) 協同組合等 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項各号に掲げる中小企業団体、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）第 2 条第 1 項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）第 3 条に規定する生活衛生同業組合その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体でその主たる事務所を市内に有するものをいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者及び協同組合等をいう。
- (4) 経済団体 商工会議所法（昭和 28 年法律第 148 号）第 2 条第 1 項に規定する商工会議所その他市内において地域経済の振興に関する活動を行う団体をいう。
- (5) 大企業者 中小企業者以外の会社及び個人であって事業を営むものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、市、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民が協働して推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業者等の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重して推進されなければならない。

3 中小企業の振興は、経済的社会的環境の変化に的確に対応するよう推進されなければならない。

4 中小企業の振興は、持続的な経済循環を促進し、市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現するよう推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、中小企業振興施策を総合的に策定し、実施するよう努めなければならない。

2 市は、中小企業振興施策の実施に当たっては、国、関係地方公共団体、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民と連携及び協力するよう努めなければならない。

(中小企業者等の責務)

第5条 中小企業者等は、経営の革新(法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。)、従業員の育成等による経営基盤の強化及び経営の安定を図るよう努めなければならない。

2 中小企業者等は、雇用の創出を図るとともに、大学、高等専門学校、高等学校その他の教育機関との協力により、事業活動に必要な人材の育成及び確保を図るよう努めなければならない。

3 中小企業者等は、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めなければならない。

4 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、豊かで暮らしやすいまちの実現に貢献するよう努めなければならない。

5 中小企業者等は、地域や業種等による組織化、組織された団体への加入等により、相互に連携及び協力するよう努めなければならない。

(経済団体の責務)

第6条 経済団体は、中小企業者等の経営の改善及び創業する者の育成に向け、指導及び支援するよう努めなければならない。

2 経済団体は、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めなければならない。

3 経済団体は、中小企業者等の組織化、中小企業者等の相互の連携並びに中小企業者等及び大企業者の連携を促進するよう努めなければならない。

(大企業者の責務)

第7条 大企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、事業活動を行うに当たっては、中小企業者等との連携及び協力並びに中小企業者等の利用を促進し、地域経済の安定に配慮するよう努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業の振興が地域経済の発展に果たす役割の重要性を認識し、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第8条 市民は、中小企業の振興が、市民生活の向上及び地域経済の発展に寄与することについて認識するよう努めるものとする。

2 市民は、経済循環の一翼を担う消費者として、中小企業者等が生産し、製造し、若しくは加工した商品又は提供するサービスを利用することにより、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第9条 中小企業振興施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業者等の経営の革新及び経営基盤の強化の促進を図ること。
- (2) 中小企業者等の事業活動に必要な資金融通の円滑化を図ること。
- (3) 中小企業者等の創業の促進及び事業の承継の円滑化を図ること。
- (4) 中小企業者等の事業活動に必要な人材の育成及び確保を図ること。
- (5) 中小企業者等による組織化及び連携の促進を図ること。

(財政上の措置)

第10条 市は、中小企業振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(市からの受注機会の増大)

第11条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等においては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注の機会の増大に努めるものとする。

(中小企業振興審議会)

第12条 市長の附属機関として、苫小牧市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、中小企業の振興に関する基本的事項について調査審議するほか、中小企業の振興の推進に関し市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 4 委員は、中小企業の振興に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(苫小牧市中小企業等振興条例の廃止)

- 2 苫小牧市中小企業等振興条例（昭和49年条例第5号）は、廃止する。

(苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 3 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「及び国民健康保険運営協議会」を「、国民健康保険運営協議会及び中小企業振興審議会」に改める。

(苫小牧市企業立地振興条例の一部改正)

- 4 苫小牧市企業立地振興条例（昭和59年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第12条中「条例は、」の次に「苫小牧市中小企業振興条例（平成25年条例第5号）附則第2項の規定による廃止前の」を加える。

(8) 苫小牧市中小企業振興審議会規則

平成 25 年 3 月 21 日 規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、苫小牧市中小企業振興条例（平成 25 年条例第 5 号。以下「条例」という。）第 12 条第 6 項の規定に基づき、苫小牧市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員は、条例第 12 条第 4 項に規定する者で次に掲げるもののうちから委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 中小企業者等
- (4) 経済団体
- (5) その他市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議長は、会長が行う。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうち、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(関係者の出席等)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、産業経済部産業振興室商業振興課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 6 号改正)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(9) 苫小牧市中小企業振興審議会代理出席要領

令和元年7月1日 施行

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市中小企業振興条例(平成25年3月21日条例第5号。以下「条例」という。)第12条に規定する苫小牧市中小企業振興審議会(以下「審議会」という。)における委員の代理出席について、必要な事項を定めるものとする。

(代理出席)

第2条 会長は、条例第12条第4項に規定する委員のうち、苫小牧市中小企業振興審議会規則(平成25年3月21日規則第2号。以下「規則」という。)第2条第3号又は第4号により委嘱された者が、やむを得ない理由のため審議会の会議に出席できない場合であって、かつ、当該委員からあらかじめ申出があったときは、当該委員を代理する者の会議への出席を認めることができる。

2 委員は、前項の規定により代理出席をしようとするときは、自らと同等に組織としての意思を表明し得る者を代理として選出し、申し出るものとする。

3 代理出席する者は、会議で発言し、調査及び審議に加わることができる。

4 代理出席する者は、委員報酬は辞退するものとする。

(部会への代理出席)

第3条 規則第5条第2項に規定する会長の指名する委員の代理出席については、第2条の規定を準用する。この場合において、第2条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第4条 この要領に定めるもののほか、審議会の委員の代理出席に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和元年7月1日から施行する。